

奈良県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費並びに特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年2月21日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団条例第38号

奈良県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費並びに特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

奈良県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費並びに特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（令和6年11月条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「県職員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例（昭和25年7月奈良県条例第25号。別表において「県職員旅費条例」という。）」を「一般職の職員の旅費に関する企業管理規程」に、「奈良県職員」を「一般職の職員」に改める。

第3条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 公平委員会の委員

別表監査委員の項中 「

監査委員

」 を 「

監査委員
公平委員会 の委員

」 に、「給与法第6

条に規定する指定職俸給表の適用を受ける者の」を「第2条第2項に規定する企業長等に支給する」に改め、「。ただし、県職員旅費条例に定めのある旅費（宿泊料、食卓料及び着後手当（宿泊料定額に係る部分に限る。）を除く。）については、奈良県職員の例による」を削り、同表附属機関の委員等の項中「県旅費条例」を「一般職の職員の旅費に関する企業管理規程」に、「奈良県職員」を「一般職の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。